9　損失補償契約

政府は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係るワクチンについて、世界的規模で需給が著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、一定の期間に限り、閣議の決定をし、かつ、国会の承認を得た上で、厚生労働大臣が当該疾病に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該疾病に係るワクチン製造販売業者等を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失等を政府が補償することを約する契約を締結することができるものとすること。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該契約（国会の承認を受けることをその効力の発生条件とするものに限る。）を締結することができるものとした。（第五三条関係）

四　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正関係

支払基金又は国民健康保険団体連合会は、電子資格確認の事務等に必要な限度で、その保有する利用者証明用電子証明書を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができるものとした。（第一一条の二関係）

五　医療法の一部改正関係

1　医薬品等に係る報告徴収

㈠　厚生労働大臣は、医薬品、医療機器又は再生医療等製品について、生産の減少その他の事情によりその供給が不足し、又は不足するおそれがあるため、医療を受ける者の利益が大きく損なわれるおそれがある場合には、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品について、製造販売業者に対して、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品の生産、輸入、販売又は貸付けの状況について報告を求めることができるものとした。（第六条の四の三第一項関係）

㈡　製造販売業者は、厚生労働大臣から㈠の求めがあったときは、その求めに応じなければならないものとした。（第六条の四の三第二項関係）

㈢　厚生労働大臣は、製造販売業者から医薬品、医療機器又は再生医療等製品の生産、輸入、販売又は貸付けの状況について㈠の報告を受けた場合には、当該状況に関する情報を公表するものとした。（第六条の四の三第三項関係）

2　地域医療支援病院及び特定機能病院の承認取消事由の追加

地域医療支援病院及び特定機能病院の承認を取り消すことのできる事由として、これらの病院の管理者が、一の10の㈥若しくは㈦の指示又は5の㈨の指示に従わなかったときを追加するものとした。（第二九条第三項及び第四項関係）

3　医療計画と予防計画等との整合性の確保

都道府県は、医療計画を作成するに当たっては、予防計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならないものとした。（第三〇条の四第一三項関係）

4　病床の特例許可等

㈠　都道府県による病床の特例許可を行うことができる事情として、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたことを追加するものとした。（第三〇条の四第一〇項関係）

㈡　都道府県が医療法第三〇条の四第一〇項又は第一一項の規定により許可に係る事務を行う場合における当該許可には、同条第一〇項の政令で定める事情がなくなったと認められる場合又は同条第一一項の厚生労働省令で定める病床において当該病床に係る業務が行われなくなった場合には、基準病床数を超えている病床数の範囲内で当該許可に係る病床の数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとることその他の医療提供体制の確保のために必要な条件を付することができるものとした。（第七条第六項関係）

㈢　都道府県知事は、病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、㈡の条件に従わないときは、当該開設者又は管理者に対し、当該条件に従うべきことを勧告することができるものとし、当該開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命ずることができるものとし、当該命令を受けた開設者又は管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとした。（第二七条の二関係）

5　災害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等

㈠　厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域又はそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、若しくはそのおそれがある区域に派遣されて医療計画に定める災害医療又は感染症医療の確保に係る業務に従事する旨の承諾をした者（医師、看護師その他の当該業務に関する必要な知識及び技能を有する者であって厚生労働大臣が実施する研修の課程を修了したことその他の基準を満たすものに限る。）を災害・感染症医療業務従事者として登録するものとした。（第三〇条の一二の二第一項関係）

㈡　㈠の登録は、㈠の業務に従事する旨の承諾をした者の申請により行うものとした。（第三〇条の一二の二第二項関係）

㈢　厚生労働大臣は、災害・感染症医療業務従事者から登録の消除の申請があった場合又は本人が死亡したことを知った場合には当該登録を消除しなければならないものとし、㈠の基準を満たさなくなったと認められる場合等には当該登録を消除することができるものとするほか、所要の手続を整備するものとした。（第三〇条の一二の三～第三〇条の一二の五関係）

㈣　都道府県知事は、医療計画に定める災害医療又は感染症医療の確保に必要な事業（以下「災害・感染症医療確保事業」という。）を実施するため、当該都道府県の区域内に所在する病院又は診療所の管理者と協議し、合意が成立したときは、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この5において単に「協定」という。）を締結するものとした。（第三〇条の一二の六第一項関係）

(1)　都道府県知事による災害・感染症医療業務従事者又は災害・感染症医療業務従事者の一隊（以下「医療隊」という。）の派遣の求め及び当該求めに係る派遣に関すること。

(2)　都道府県知事の派遣の求めに応じ、他の都道府県知事の実施する災害・感染症医療確保事業に係る応援を行うため、災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣を行う場合はその旨

(3)　(1)又は(2)により派遣する災害・感染症医療業務従事者又は医療隊が行う業務の内容

(4)　(1)又は(2)による派遣に要する費用の負担の方法

(5)　協定の有効期間

(6)　協定に違反した場合の措置

(7)　その他協定の実施に関し必要な事項として定めるもの

㈤　㈣により締結する協定は、一の10の㈢の医療措置協定と一体のものとして締結することができるものとした。（第三〇条の一二の六第二項関係）

㈥　都道府県知事は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要があると認めるときは、協定を締結した病院又は診療所（以下この5において「協定締結病院等」という。）の管理者に対し、協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣の状況その他の事項について報告を求めることができるものとし、協定締結病院等の管理者は、当該求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないものとした。（第三〇条の一二の六第三項及び第四項関係）

㈦　都道府県知事は、㈥の報告を受けたときは、当該報告を受けた事項について厚生労働大臣に報告しなければならないものとし、厚生労働大臣は、当該報告を受けた事項について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、助言その他必要な援助をすることができるものとした。（第三〇条の一二の六第五項及び第七項関係）